

PPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領に定める公募型プロポーザルは、「PPA方式(第三者所有モデル)* (以下「PPA方式」という。)による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業」を実施する受託候補者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

*PPA方式

発電事業者が市施設等に自己の所有する太陽光発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した市施設等に供給する契約方式

2 プロポーザルの事業名等

(1) 事業名

PPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業

(2) 概要

本プロポーザルの実施要領は、PPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業を実施するにあたり、公募による複数事業者からの提案内容を比較検討し、本市の示す条件を網羅し、最も優れた提案を事業化するためのものである。

なお、本事業に応募しようとする事業者は、参加申込書を提出し、参加資格を有すると市から通知を受けた後、甲州市民文化会館の屋根に構造上の耐久性と安全性、事業採算性が見込めることを市に事業計画書として提出するものとする。

(3) 事業内容

行政財産の使用許可による甲州市民文化会館の屋根を活用した太陽光発電設備導入事業とし、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(4) 事業期間

運転開始日から最長で20年間とする。

3 担当部署

甲州市役所 環境課 環境対策担当(担当:森、窪田)

〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1

電話 0553-32-2111(代表)内線2461・2462

0553-33-4404(直通)

FAX 0553-32-5172

E-mail kankyou@city.koshu.lg.jp

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有する団体であること。ただし複数事業者の連合体（共同企業体（JV）等を含む、以下、「連合体」という。）、事業協同組合、特別目的会社など、提出する事業計画書の内容に即した形態でも構わない。
- (2) 山梨県内に本店、支店又は営業所があること（連合体の場合は構成員のいずれかの団体が山梨県内に本店、支店または営業所があること）とする。
- (3) 令和5年4月1日現在で、甲州市における建設工事「電気工事」の入札参加資格の認定を受けているものであること。

ただし、本事業内容の特殊性などを考慮し甲州市入札参加名簿に登録された者以外の参加を認めることとする。なお、甲州市入札参加資格者名簿に登録された者以外が参加申込を行う場合は、次に示す書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ①参加資格審査申請書類チェックシート（指定様式1）
- ②参加資格審査申請書（指定様式2）
- ③使用印鑑届（指定様式3）
- ④印鑑証明書
- ⑤履歴事項全部事項証明書(個人事業者の場合は身分（身元）証明書）(写)
- ⑥営業履歴書（指定様式4）
- ⑦国税に未納がない証明書（写）
- ⑧都道府県税に未納がない証明書（又は2年分の納税証明書）(写)
※委任する場合は、本社及び委任先営業所が所在する都道府県税の証明書
- ⑨市町村税に未納がない証明書（又は2年分の納税証明書）(写)
※委任する場合は、本社及び委任先営業所が所在する市町村税の証明書
- ⑩誓約書（指定様式5）
- ⑪役員名簿（指定様式6）
- ⑫財務諸表
- ⑬委任状（指定様式7）
- ⑭委任営業所の所在証明書（写）
- ⑮登録(許可)証明書（ISO等）(写)

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (5) 社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以内になされている場合はこの限りではない。
- (6) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、告示日から企画提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員ではないこと。

5 参加申込手続、募集期間及び申請方法

プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、甲州市入札参加名簿に登録された者以外が参加申込を行う場合は4（3）に留意すること

※申請書様式は市ホームページへ掲載

<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2023052900027>

(1) 提出書類

- ①「参加申込書」（様式第1号）
- ②「会社概要書」（様式第2号）
- ③「工事实績調書」（様式第3号）
- ④ 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- ⑤ 複数事業者の連合体の場合は、次の書類を併せて提出すること。
 - (ア) 連合体構成員及び役割表（様式第4号）
 - (イ) 連合体構成員の会社概要及び国税及び地方税の滞納がないことを証する書類

(2) 提出期限 令和5年7月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

ア 持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合は、電話にて書類の到着確認をすること。

(4) 提出先 甲州市役所 環境課（前記3参照）

(5) 参加資格確認結果の通知

「プロポーザル参加資格確認通知書」（様式第5号又は様式第6号）により、令和5年7月21日（金）までに、「参加申込書」に記載のメールアドレス宛に通知する。

6 説明会の有無

(1) 施設図面等閲覧期間

参加申込を希望する事業者は次の期間に対象施設等（平面図、屋根上平面図又は屋根伏図、立断面図、矩計図、単線結線図、配電図）の閲覧ができる。閲覧を希望する事業者は環境課へ電話にて事前に申し込みを行うこと。

令和5年6月26日（月）から令和5年7月7日（金）（閉庁日を除く。）とし、午前9時から午後5時までとする。

(2) 施設屋根等の見学

事業計画書を提出しようとする事業者は、次の期間に屋根及び施設の外観を見学することができる。見学を希望する事業者は環境課へ電話にて申し込みを行うこと。なお、記載以外の見学については要相談とする。

令和5年6月27日（火）から令和5年7月7日（金）（土日月を除く。）とし、午前9時から午後5時までとする。

7 提案書等の作成方法等

(1) 提案書等の作成方法

- ア A4縦・横書きを基本とし、ポイントは10.5以上とする。また、図表内の文字についてはその限りでない。
- イ 刷色は、白黒、彩色は問わない。また、多量記載は避け、見やすさに留意すること。
- ウ 他の資料等からの引用、抜粋を利用する場合は出典を明記すること。
- エ 著作権を有する資料等の無断転載はしないこと。

(2) 提案内容

別紙仕様書に基づいた内容とする。

(3) 提案書の様式

- ア 「企画提案書」(様式第7号)
- イ 「工事実施体制・配置技術者調書」(様式第8号)
- ウ 工事実施方針(様式は任意とする)
- エ 工事計画書(様式は任意とする)
- オ 発電規模及び市への売電価格(様式は任意とする)
- カ メンテナンス及び災害時の体制(様式は任意とする)
- キ 資金調達内訳及び収支計画書(様式は任意とする)
- ク その他提案事項(様式は任意とする)

(4) 提出期限 令和5年8月4日(金)午後5時まで(必着)

(5) 提出方法 持参又は郵送

- ア 持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 郵送の場合は、電話にて書類の到着確認をすること。

(6) 提出先 甲州市役所 環境課(前記3参照)

(7) 提出部数 原本1部、写し8部

(8) 記入上の注意事項

別紙仕様書に記載されている事項を明確に記入すること。

(9) 提出書類及び著作権等の取扱い

提出書類及び著作権の取扱いは次のとおりとする

- ア 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提出者に帰属する。
- イ 提出書類に含まれる第三者の著作権の使用に関する責は、提出者が負う。
- ウ 提出書類は、提出者に本プロポーザルに関する事業において使用し、必要な範囲において複製するが本プロポーザルに関する事業以外には使用しない。
- エ 提出書類は返却しない。

8 質疑応答

質問の回答は次のとおりとする。

(1) 質問は、「質問書」(様式第9号)を用い、メールにより受け付けるものとし、電話

- 又は来訪による口頭での質問並びに評価又は審査に係る質問は一切受け付けない。
- (2) 前号の場合において、当該参加者は担当部署にメールの着信確認を電話により行うこと。
 - (3) 質問の受付は、令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(金)午後5時までとする。
 - (4) 質問に対する回答は、令和5年7月12日(水)までにメールで回答する。質問内容が応募者独自の内容と判断されるものについては、当該応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答する。

9 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この辞退届によって、本業務以外の契約等には一切影響しないものとする。

- (1) 提出書類 「辞退届」(様式第10号)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は電話連絡すること。)
- (3) 提出先 甲州市役所 環境課(前記3参照)

10 失格次項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- (3) 応募資格に違反している場合
- (4) その他不正行為があった場合

11 審査方法、スケジュール及び審査結果の通知等

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、PPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(2) 一次審査(書類選考)

参加者が6者以上の場合は一次審査を行う。

ア 選考方法

審査委員会及び事務局が提出された申請書類をPPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル選考評価基準(以下、「選考評価基準」という。)に従って審査し、得点の上位5者程度を選定する。

イ 選考評価基準(一次審査)

一次審査評価基準は以下の項目とする。

- ① 会社・団体等(連合体)の実績
- ② 発電規模
- ③ 市への売電価格

ウ 一次審査の結果報告

一次審査の結果については、「参加資格確認通知書」(様式第11号又は様式第12号)により、令和5年7月21日(金)までに「企画提案書」に記載の電子メールアドレス宛に通知する。なお、一次審査を行わない場合は「プレゼンテーション詳細通知書」(様式第13号)にて通知する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション)

ア 選考方法

審査委員会が提出された申請書類を選考評価基準に従って審査し、審査委員会の審査した点数で最も高い点数を獲得した応募者を受託候補者(優先交渉権者)とする。その次に高い得点を獲得した応募者を次点者とする。同点となった場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

イ 審査日

審査日は令和5年8月21日(月)に実施し、日時詳細、場所等は電子メールにて連絡する。

ウ 選考評価基準(二次審査)

二次審査評価基準は以下の項目とする

- 1 会社・団体等(連合体)の状況
 - ①事業の実績・実施体制
 - ②地域密着型企業の是非(地域貢献)
 - ③ISOの認定取得
- 2 発電規模及び工事計画
 - ①対象施設の発電規模
 - ②工事内容及び工事計画
- 3 市への売電価格
- 4 メンテナンス
- 5 施設運営
- 6 緊急時の体制
- 7 事業全体の総括

エ 審査方法

プレゼンテーション20分、質疑10分の計30分で実施する。提出した企画提案書等の内容と説明内容が相違しないように留意すること。プレゼンテーションにあたって資料を投影する場合は、スクリーン及びプロジェクターは甲州市で用意するが、パソコンについては参加者が用意すること。

審査委員会は提出された企画提案書に基づき、二次審査評価基準に従って総合的に評価する。なお、審査委員会は非公開で行うこととし、審査の内容や経過に関する異議、問い合わせには一切応じない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、「選定結果通知書」(様式第14号)により、令和5年8月23日(水)までに「企画提案書」に記載の電子メールアドレス宛に結果(採点は記載しない。)を通知する。また、市ホームページへ受託候補者を掲載する。

1.2 契約に関する基本的事項

- (1) 市と受託候補者は、工事内容及び市への売電について提案に基づいた協議により、「PPA方式による甲州市民文化会館への太陽光発電設備導入事業」の契約を締結する。
- (2) 受託候補者の協議が調わない場合は、受託候補者はその地位を失い次点者と協議を行う。

1.3 プロポーザル全体のスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告・公募期間	令和5年6月26日(月)から 令和5年7月14日(金)
函面等閲覧期間	令和5年6月26日(月) 午前9時から 令和5年7月7日(金) 午後5時まで
現地見学期間	令和5年6月27日(火) 午前9時から 令和5年7月7日(金) 午後5時まで
質問受付期間	令和5年6月26日(月) 午前9時から 令和5年7月7日(金) 午後5時まで
質問書への回答期限	令和5年7月12日(水)まで
参加申込書提出期限	令和5年7月14日(金) 午後5時まで
参加資格確認決定通知	令和5年7月21日(金)まで
企画提案書等提出期限	令和5年8月4日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション及び審査	令和5年8月21日(月)
審査結果通知	令和5年8月23日(水)まで
契約締結予定	令和5年9月上旬

1.4 その他

- ア 市長が天災等の不可抗力により、プロポーザルを公正に執行することができない恐れがあると認めたときは、既に公告または通知した事項の変更、あるいは本プロポーザルを延期若しくは中止することができる。
- イ 本件に係る応募書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- ウ 提出された応募書類は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された

書類を一旦持ち帰り、応募書類の提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出するものとする。提出期限を過ぎた後は、応募書類の追加、変更はできないものとする。理由を問わず、応募書類の提出期限後の提出は一切受け付けられないものとする。書類の作成に当たっては、実施要領及び仕様書の記載事項の内容を確認の上、作成するものとする。

エ 応募書類の提出期限までに提出したものに対して、甲州市から応募書類の内容について追加資料の提出を求めることができる。

オ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、甲州市情報公開条例（令和元年9月30日条例第35号）に基づき、応募書類を公開することがある。

カ 本要領に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、市と事業者が協議し、決定するものとする。